

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みに関するお知らせ

手形・小切手に関しては、政府・産業界・金融界が一丸となり、全面的な電子化に向けた検討が進んでおります。2021年6月に政府より公表された「成長戦略実行計画」には、「5年後の約束手形の利用廃止」「小切手の全面的な電子化」が盛り込まれました。これを受け、当金庫では、「2026年度末までの手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取り組みを実施させていただきますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当座預金の新規口座開設の停止（実施日：2025年3月31日）

当座預金の新規口座開設を停止させていただきます。実施日以降、事業性資金にかかる新規口座の開設を希望される場合は、「普通預金口座」もしくは「普通預金（無利息型）口座」をご利用ください。なお、既に当座預金口座をお持ちのお客様は、引き続きご利用可能です。

2. 払戻請求書による当座勘定からの払戻し開始（実施日：2025年4月1日）

お取引店の店頭における当座勘定からの払戻しについては、小切手を振り出しすることなく、当金庫所定の「払戻請求書へ記名・押印」および「当座預金入金帳等口座番号を確認できる資料の提示」をいただくことで、当座勘定から払戻しが可能となります。

3. 2027年4月以降を期日とする手形・小切手の取立受付終了（実施日：2025年4月1日）

2027年4月以降を期日とする手形等（2027年4月以降を振出日とする先日付小切手も含む）について、期日管理を行う代金取立の受付を終了します。

2027年4月以降を期日とする手形等を受け入れた場合は、支払呈示期間中にお取引店にお持ち込みください。

4. 代替サービスのご案内

手形・小切手の電子化には、現物紛失リスクの低減に加え、押印、発送、保管等の事務負担の軽減や印紙代等コストの削減など、支払側と受取側双方にメリットがございます。

お客様におかれましても、電子記録債権（でんさい）ご利用およびインターネットバンキングからの振込といった電子的な決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

5. ご相談・お問い合わせ先

詳しくは、当金庫お取引店窓口までお問い合わせください。